現物を見て児童図書を選びたい時は、
鳥取県立図書館の児童図書の新刊見本資料をご利用下さい



鳥取県立図書館では、国内で出版される出版後1年以内の児童図書をほぼ全点購入し、県内の市町村立図書館・学校図書館等の選書を支援するため、現物見本として提供しています。

絵本や児童書は、現物を実際に手に取り、内容をよく見ることが必要です。
児童書の選書に、新刊見本資料を是非ご活用ください！

利用方法

【利用対象者】

鳥取県内に設置されている施設または在住の方で、児童図書の資料購入・整備等に係る選定を行う次の方。
①市町村立図書館、②学校図書館、③大学図書館、④幼稚園・保育所・認定こども園、⑤家庭文庫・地域文庫、⑥書店、⑦その他、児童図書を購入・整備等し、子どもの読書活動推進に利用する方と県立図書館長が認める方

【利用方法】

(1) 県立図書館での閲覧
上記利用対象者の①～⑦に該当する方は、県立図書館児童図書選定用資料室で新刊見本資料を閲覧することができます。

(2) 市町村立図書館等での閲覧・貸出
上記利用対象者の①～④に該当する方は、自館または施設が所在する市町村の市町村立図書館等で新刊見本資料を閲覧又は貸出を受けることができます。

【利用例】



＊テーマや出版年月の指定もできます。

・新刊児童図書1～2ヶ月分　　・自動車の本(絵本も図鑑も)
・絵本のみ3か月分　　・特定の作者・出版社の本　など

【申込方法】

利用方法によって異なりますので、詳しくは、当館ホームページ「児童図書の新刊見本資料について」のページをご覧いただくか、当館児童図書担当にご相談ください。

◆市町村立小・中・義務教育学校図書館及び幼稚園・保育所・認定こども園の方は、お住まいの市町村立図書館にご相談ください。

新刊見本資料のページ
くわしくはこちらまで

【注意事項】

※新刊見本資料は各1冊です。
※市町村立図書館等への貸出期間は2週間です。延長はできません。
※目的外の閲覧、複写、個人貸出はできません。各図書館・施設内でご覧ください。



鳥取県立図書館
〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101
TEL:0857-26-8155　FAX:0857-22-2996　メール:toshokan@pref.tottori.lg.jp

令和8年11月作成